

授業科目の評価および単位認定について

学則

(学習の評価)

第 21 条 学習の評価は別表1の教育内容に基づく各授業科目の所定時間数の3分の2以上出席した者に対し、学科試験又は臨地実習評価により行う。

2 出席時間が所定時間数の3分の2に満たない者のうち、欠席の理由がやむを得ないと学校長が認めた場合は、授業をもって補った者に対し、学習の評価を受ける資格を与える。

3 学科試験は、各授業科目につき 100 点満点とし 80 点以上をA、70 点から 80 点未満をB、60 点から 70 点未満をC、60 点未満をDとし、A・B及びCを合格とする。ただし、臨地実習評価は、各臨地実習科目につき 100 点満点として 60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

第 22 条 学校長は傷病その他やむを得ない理由で学科試験を受けることができなかった者に対して追試験を行うことができる

2 学校長は学科試験が第 21 条 3 項に規定する評価がDの科目がある者に対し、当該科目について再試験を行うことができる

3 学校長は、前項の試験によっても合格点に達することができなかった者に対し学習の機会を与えその力を見極めるために見極め試験を行うことができる。

(単位の認定)

第 24 条 学校長は、第 21 条及び第 22 条による試験の結果、合格の学習の評価を得た者に対し単位の認定を行う